三　第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせんに係る業務に関し購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたと認めるときは、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。

四　購入者等から申出を受けた苦情の内容又は前二号の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、必要があると認めるときは、個別信用購入あつせんに係る業務の改善その他の所要の措置を講じること。

（情報通信の技術を利用する方法）

第九十五条　［略］

2　前項に掲げる方法は、購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

3　［略］

第九十八条　法第三十五条の三の二十二第二項の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、第九十五条第一項第二号に掲げる方法とする。

第二款　個別信用購入あつせん業者の登録等

（個別信用購入あつせん業者の登録等）

第百一条　法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

［削る］

一～三　［略］

2　前項第二号の社内規則等は個別信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（変更の届出）

第百二条　法第三十五条の三の二十八第一項の届出は、様式第十七による届出書を提出してしなければならない。

2　法第三十五条の三の二十八第三項において準用する法第三十五条の三の二十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・二　［略］

第四章　前払式特定取引

（前払式特定取引契約約款の基準）

第百二十三条　法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　次の事項が記載される欄があること。

イ～ニ　［略］

ホ　前払式特定取引契約約款の交付の時期及び交付の方法

三　第一号の規定による原因究明、認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の方法により知つた事項に基づき、購入者等からの苦情であつて、当該苦情に係る事項の原因が個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係るもの（苦情に係る事項の原因が第七十七条第一項第二号及び第三号並びに前号イに規定するものにある苦情を除く。以下この号において同じ。）の発生状況及び他の個別信用購入あつせん関係販売業者等による個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が当該他の個別信用購入あつせん関係販売業者等に比し、購入者等の利益の保護に欠けると認められるときは、当該苦情の内容に応じ、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。

四　前二号の規定による調査の結果に基づき、個別信用購入あつせんに係る業務に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じること。

（情報通信の技術を利用する方法）

第九十五条　［略］

2　前項に掲げる方法は、購入者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

3　［略］

第九十八条　法第三十五条の三の二十二第二項の経済産業省令で定める方法は、第九十五条第一項第二号に掲げる方法とする。

第二款　個別信用購入あつせん業者の登録等

（個別信用購入あつせん業者の登録等）

第百一条　法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

一　法第三十五条の三の三第一項本文に規定する調査、法第三十五条の三の五第一項に規定する調査その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制

二～四　［略］

2　前項第三号の社内規則等は個別信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（変更登録の申請）

第百二条　法第三十五条の三の二十八第一項の申請書は、様式第十七によるものとする。

2　法第三十五条の三の二十八第二項において準用する法第三十五条の三の二十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・二　［略］

第四章　前払式特定取引

（前払式特定取引契約約款の基準）

第百二十三条　法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　次の事項が記載される欄があること。

イ～ニ　［略］

［新設］